

春の全道火災予防運動

実施期間 4月20日～30日

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期を迎えました。
防火意識を高め火災の発生を防止しましょう。



統一標語 『その油断 火から炎へ 災いへ』

重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 林野火災予防対策の推進
- (3) 乾燥時および強風時の火災発生防止対策の推進
- (4) 放火火災予防対策の推進

お問い合わせ先 富良野地区消防組合 富良野消防署 南富良野支署 ☎ 52-2119

町奨学資金が増額されました
教育委員会(学校教育係)
☎ 52 2211

- ・教育委員会では、町内の高校生以上の在学者で、経済的事情などにより修学困難な方に対し、奨学資金の貸付を行っています。
- ・また、近年の授業料の上昇や課外活動の現状を踏まえ、奨学資金の貸付額を次のとおり増額し、平成16年度の募集をいたします。
- ・貸付条件
- ・親権者または、これに代わるべき者が町内に居住していること。
- ・成績優秀、素行良好で学長が推薦する者であること。
- ・経済的理由により、修学が困難であること。
- ・貸付金額(在学期間中)
- ・高校生
月額 25,500円以内
(改正前5,500円以内)
- ・専門・専修学校生
月額 50,000円以内
(改正前規定なし)
- ・短期大学生
月額 50,000円以内

- ・(改正前)規定なし)
- ・大学生
月額 50,000円以内
(改正前18,000円以内)
- ・高等工業専門学校に在学する生徒にあっては、高校生および大学生に準じます。
- ・返済方法
貸付終了月の翌日から起算して、1年を経過した後5年以内に返済していただきます。
- ・貸付の申請
希望される方は、貸付申

請書に、在学学校長の推薦書「成績証明書」「住民票抄本」を添えて、4月20日(火)までに教育委員会へ提出してください。

「貸付申請書」在学学校長の推薦書の用紙は、教育委員会と巡回窓口車やまびこ号に備え付けてあります。

また、申請にあたっては保証人(町内に居住し、独立の生計を営む成年者2人)が必要となります。

詳しくはお問い合わせください。

「社会保険事務相談所」を開設しています

旭川社会保険事務所では、皆様からの社会保険に関する相談にお答えするために、「相談所」を毎月、富良野市で開設しています。

健康保険、厚生年金保険及び国民年金の制度の内容や請求手続きなどについて分かりやすく説明していますので、お気軽にご相談ください。

平成16年度の日程は次のとおりです。

富良野市役所		富良野商工会議所	
4月20日(火)	10月19日(火)	5月18日(火)	11月16日(火)
6月15日(火)	12月14日(火)	7月13日(火)	1月18日(火)
8月10日(火)	2月15日(火)	9月14日(火)	3月15日(火)

開設時間は、午前11時00分から午後4時までです。

保険料の忘れ納めはありませんか?
将来の安定した生活といざというときのためにも、しっかり保険料を納めましょう。

お問い合わせ先 町民税務課 戸籍年金係 ☎ 52-2145